五條市林業雇用促進事業実施要領

　（目的）

第１条　この要領は、五條市林業雇用促進事業補助金交付要綱（令和６年６月五　條市告示第１２９号。以下「要綱」という。）に基づいて行う事業の実施につ　いて必要な事項を定めるものとする。

　（補助金の交付の申請に係る添付書類について）

第２条　要綱第６条第４号に規定するその他市長が必要と認める書類について

　は次の各号のとおりとする。

　(1)　事業メニューが新規雇用の場合は、次に掲げる書類

　　ア　新しく雇用する林業従事者の林業就業経験年数がわかる書類（履歴書　　　等）

　　イ　雇用契約書の写し

　　ウ　保険に加入していることを証する書類（保険料が申請額に含まれてい　　　る場合に限る。）

　　エ　就業規則等（新しく雇用する林業従事者の年齢が６０歳を超えている　　　場合に限る。）

　　オ　緑の雇用等他の制度を併用する場合は、その額等が分かる書類

　(2)　事業メニューが機材付与の場合は、次に掲げる書類

　　ア　前号に規定する書類（新規雇用のメニューでの補助を同時に受ける場　　　合を除く。）

　　イ　カタログ、パンフレット、見積書等の購入予定の機材とその値段が確　　　　認できるもの

　(3)　事業メニューが森林・林業関係PRの場合は、見積書等の経費の根拠が　　分かるもの

　(4)　事業メニューが雇用体制整備①の場合は、次に掲げる書類

　　ア　物件の所有者が申請者であることが分かる書類

　　イ　見積書等のリフォームの内容及び経費の内訳が分かる書類

　　ウ　リフォーム前の写真

　(5)　事業メニューが雇用体制整備②の場合は、次に掲げる書類

　　ア　賃貸に係る契約書

　　イ　賃貸料の額が確認できる書類（契約書で賃貸料の額が確認できない場　　　合に限る。）

　（完了実績報告に係る添付書類について）

第３条　要綱第１２条第２号に規定するその他市長が必要と認める書類につい

　ては次の各号のとおりとする。

　(1)　事業メニューが新規雇用の場合は、次に掲げる書類

　　ア　日報等の林業従事者の活動内容が分かる書類

　　イ　事業体が支払った対象経費の額が確認できる書類

　　ウ　緑の雇用等他の制度を併用した場合は、その額等が分かる書類

　(2)　事業メニューが機材付与の場合は、購入した機材の写真及び領収書等当　　該機材の値段が分かる書類

　(3)　事業メニューが森林・林業関係PRの場合は、次に掲げる書類

　　ア　作成したパンフレット、イベントの様子を撮影した写真等の事業の実　　　施内容が分かる書類

　　イ　領収書等の支払った対象経費の額が確認できる書類

　(4)　事業メニューが雇用体制整備①の場合は、次に掲げる書類

　　ア　領収書等の支払った対象経費の額が確認できる書類

　　イ　リフォーム中及びリフォーム後の写真

　(5)　事業メニューが雇用体制整備②の場合は、領収書、通帳等の支払った対　　象経費の額を確認できる書類

　（林業従事者の事業終了後の経過について）

第４条　新規雇用又は機材付与の事業メニューで補助金の交付を受けた者（以　下「交付対象者」という。）は、交付を受けた年度の翌年度の初日から起算し　て３年間、補助金の交付対象となった林業従事者（以下「交付対象従事者」と　いう。）の情報を把握しておくものとする。

２　市長は、必要に応じて、交付対象従事者についての報告を求めることができ　るものとする。

３　要綱別表第１に規定する要件の「事業実施後、３年間は市内の森林で林業に　従事する予定であること。」について、３年以内に林業を辞めた又は交付対象　者が林業に従事しているか把握できなくなったときは、要綱第１４条第１項　に規定する交付決定の取消しに該当するものとし、同条第２項の返還の額の　算定については、交付した金額を３等分し、返還の必要が生じた年度分を含め　た残りの年数分を市に返還するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、市長が特別に認めるときはその返還を免除でき

　るものとする。

　　　附　則

　この要領は、公布の日から施行する。